

全 社 協

Action Report

平成 31 年度予算政府案等 特別号

2018 (平成 30) 年 12 月 27 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

政策企画部 広報室 z-koho@shakyo.or.jp
TEL03-3581-4657 FAX03-3580-5721
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

■ 平成 31 年度予算政府案 12 月 21 日閣議決定 ～ 社会保障関係費の実質的な伸びは+4,768 億円に抑制

政府は、12 月 21 日(金)の閣議において、平成 30 年度第二次補正予算案並びに平成 31 年度予算案、平成 31 年度税制改正大綱を決定しました。

平成 31 年度予算政府案 101 兆 4,564 億円

平成 31 年度予算フレーム(通常分+臨時・特例の措置) (単位: 億円)

| | 30 年度予算 (当初) | 31 年度予算 | |
|-----------------|-----------------|-----------|---------|
| | | | 30'→31' |
| (歳入) | | | |
| 税収 | 590,790 | 624,950 | 34,160 |
| その他収入 | 49,416 | 63,016 | 13,601 |
| 公債金 | 336,922 | 326,598 | △10,324 |
| うち 4 条公債 (建設公債) | 60,940 | 69,520 | 8,580 |
| うち特例公債 (赤字公債) | 275,982 | 257,078 | △18,904 |
| 計 | 977,128 | 1,014,564 | 37,437 |
| (歳出) | | | |
| 国債費 | 233,020 | 235,082 | 2,062 |
| 一般歳出 | 588,958 | 619,632 | 30,674 |
| うち社会保障関係費 | 329,882 | 340,587 | 10,704 |
| うち社会保障関係費以外 | 259,076 | 279,046 | 19,970 |
| 地方交付税交付金 | 155,150 | 159,850 | 4,701 |
| 計 | 977,128 | 1,014,564 | 37,437 |

※財務省資料に基づき作成。計数は、四捨五入により端数において合計と一致しないものがある。

予算案における一般会計の総額は101兆4,564億円と、平成30年度当初予算から3.8%、3兆7,437億円増となり、7年連続で過去最大を更新するとともに当初予算において初めて100兆円を超えました。税収は、62兆4,950億円(平成30年度当初予算比5.8%、3兆4,160億円増)と過去最高を見込む一方で10%への消費税率引き上げ対策等のための「臨時・特別の措置」として2兆280億円が計上されています。

「臨時・特例の措置」(主なもの)

- ・ 中小小売業等に関する消費者へのポイント還元
- ・ 低所得・子育て世帯向けプレミアム商品券
- ・ 住宅の購入者等への支援
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策

また、新規国債発行額は32兆6,598億円(同△3.1%、1兆324億円減)と9年連続で縮減されました。

社会保障関係費については、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化、社会保障の充実として7,157億円の増※を確保する一方で、「新経済・財政再生計画」のもと歳出改革の取り組みを継続、薬価引き下げ等により高齢化等による実質的な増加額は4,768億円(概算要求+6,000億円)に抑制されました。

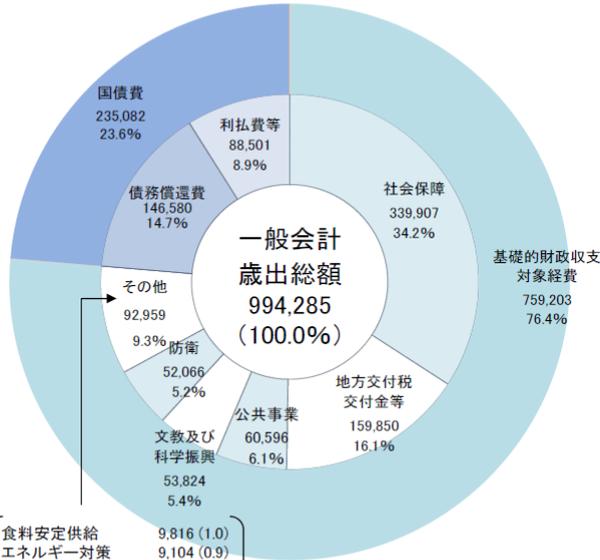
消費税率引き上げに伴う社会保障の充実(主なもの)

- ・ 幼児教育・保育の無償化〔2019年10月～〕
公費+3,882億円(国費+3,882億円※)
- ・ 介護人材の処遇改善〔2019年10月～〕
公費+421億円(国費+213億円)
- ・ 年金生活者支援給付金の支給
公費+1,859億円(国費+1,859億円)
- ・ 低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化
公費+654億円(国費+327億円)等

(※)幼児教育・保育の無償化に係る初年度の経費を全額国負担とすることに伴う子ども・子育て支援臨時交付金(仮称)2,349億円が含まれている。

平成31年度一般会計歳出・歳入の構成(臨時・特別の措置を除く)

一般会計歳出

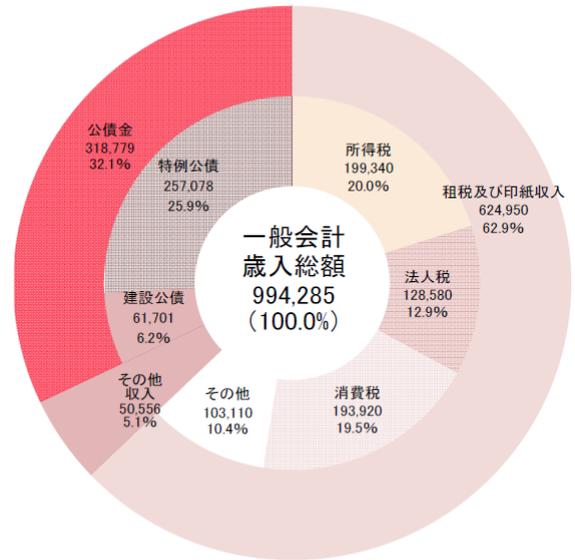


| | | |
|----------|--------|-------|
| 食料安定供給 | 9,816 | (1.0) |
| エネルギー対策 | 9,104 | (0.9) |
| 経済協力 | 5,021 | (0.5) |
| 恩給 | 2,097 | (0.2) |
| 中小企業対策 | 1,740 | (0.2) |
| その他の事項経費 | 60,181 | (6.1) |
| 予備費 | 5,000 | (0.5) |

※「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。
 ※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、599,352(60.3%)

一般会計歳入

(単位:億円)



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 (注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は56.7%。

【平成31年度予算政府案】

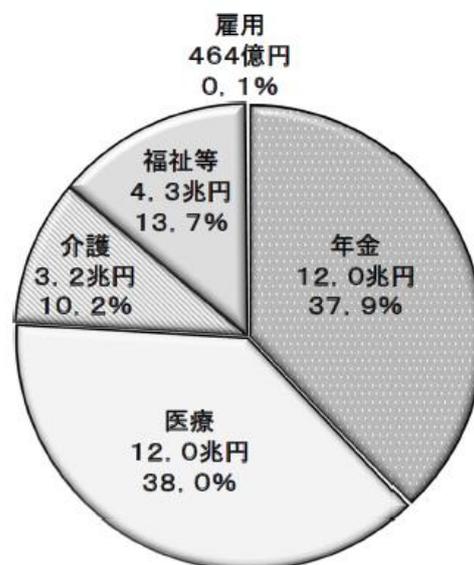
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/seifuan31/index.html

↑ URL をクリックすると財務省のホームページへジャンプします。

平成 31 年度 厚生労働省予算案(一般会計) 32 兆 351 億円

厚生労働省予算案(一般会計)は、人生 100 年時代を見据え、一億総活躍社会の実現に向けて全世代型社会保障の基盤強化に取り組むとして、平成 30 年度当初予算(31 兆 1,262 億円)比 2.9%、9,089 億円増の 32 兆 351 億円となりました。

内訳としては、「年金」が 3.1%増の 11 兆 9,870 億円、「医療」が 1.6%増の 11 兆 9,974 億円、「介護」が 3.7%増の 3 兆 2,301 億円、生活保護などの「福祉等」が 5.3%増の 4 兆 3,321 億円、「雇用」が 4.5%増の 464 億円となっています。



(単位：億円)

| 区分 | 30 年度 当初予算 (A) | 31 年度 予算案 (B) | 増△減 額 (C) ((B)-(A)) | 増△減 率 (C)/(A) |
|---------|----------------------|---------------------|---------------------------|------------------|
| 一般会計 | 311,262 | 320,351 | 9,089 | 2.9% |
| 社会保障関係費 | 307,073 | 315,930 | 8,857 | 2.9% |
| 年金 | 116,260 | 119,870 | 3,610 | 3.1% |
| 医療 | 118,079 | 119,974 | 1,895 | 1.6% |
| 介護 | 31,153 | 32,301 | 1,148 | 3.7% |
| 福祉等 | 41,136 | 43,321 | 2,185 | 5.3% |
| 雇用 | 444 | 464 | 20 | 4.5% |
| その他の経費 | 4,189 | 4,421 | 232 | 5.5% |

重点事項である全世代型社会保障の基盤強化として、①働き方改革・人づくり革命・生産性革命、②質が高く効率的な保健・医療・介護の提供、③全ての人が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進 を 3 本の柱として必要な予算措置を行うとしています。

人生100年時代を見据えた 一億総活躍社会の実現

平成31年度予算における消費税率引上げに伴う対応（政府全体）
 ・社会保障・税一体改革における社会保障の充実
 公費+3,300億円（うち国分+2,800億円）
 ・新しい経済政策パッケージ
 公費+4,800億円（うち国分+2,000億円）

全世代型社会保障の基盤強化

1. 働き方改革・人づくり革命・生産性革命

| | |
|---------------------|---|
| 新しい時代を切り拓く働き方改革 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者への支援（長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現） 医療従事者の働き方改革 |
| あらゆる人にチャンスがある人づくり革命 | <ul style="list-style-type: none"> 女性・高齢者をはじめとする就労促進 障害者の活躍の場の拡大 外国人材の働く環境の整備 人材育成の強化と人材確保対策の推進 |
| 世界に先駆けた生産性革命 | <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革による生産性の向上 医療・介護・福祉サービス等における生産性向上 |

2. 質が高く効率的な保健・医療・介護の提供

| | |
|-----------------------------------|--|
| 地域包括ケアシステムの構築 | <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想達成に向けた医療提供体制の整備 介護離職ゼロの実現（介護の受け皿整備、介護人材の確保・処遇改善） 認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくり |
| 健康寿命の延伸 | <ul style="list-style-type: none"> 予防・健康づくり（重症化予防等の保健事業と介護予防・スライル対策の一体的実施、受動喫煙対策） |
| Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーションの推進 | <ul style="list-style-type: none"> データヘルス改革（健康・医療・介護情報の連結、ビッグデータを活かす研究開発） 保健・医療・介護分野におけるAI・ICT等の徹底活用 |

3. 全ての人々が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進

| | |
|-------------------|--|
| 子どもを産み育てやすい環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> 希望出生率1.8の実現（保育の受け皿拡大、保育人材の確保・処遇改善、幼児教育・保育の無償化） 児童虐待の根絶、社会的養育の強力な推進 ひとり親家庭等への自立支援 |
| 安心して暮らせる暮らし・地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現（包括的な相談支援体制の整備、生活困窮者の自立支援） 依存症対策の推進 年金生活者支援給付金の支給 |

12月17日に行われた根本厚生労働大臣と麻生財務大臣による折衝では、消費税率引き上げによる社会保障の充実や後期高齢者医療制度の保険料（均等割）に係る軽減特例の見直し等について結論を得た他、消費税率の引き上げに伴う報酬改定、介護人材・障害福祉人材の処遇改善に関しての合意が図られました。

平成30年12月17日

大臣折衝事項(抜粋)

2. 消費税率の引上げに伴う対応

消費税率の10%への引上げに伴い、以下のとおり報酬改定を行うこと

(3)介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定

介護施設及び障害福祉施設等が負担する課税費用について、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。

介護報酬 +0.39%

※ 補足給付に係る基準費用額の引上げ分の対応として、別途、国費7億円程度を手当て

障害福祉サービス等報酬 +0.44%

3. 介護人材、障害福祉人材の処遇改善

介護人材の処遇改善については、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、介護サービス事業所における「経験技能のある介護職員(勤続年数10年以上の介護福祉士)」について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に公費を投じて対応を行う(国費210億円程度(2019年10月実施))。

その際、具体的には、以下の方向で事業所内の配分を行う。

- ・「経験・技能のある介護職員」に係る処遇改善については月額 8 万円の改善又は全産業平均の賃金水準(役職者除く)を超える改善となる者を確保しつつ、平均処遇改善額を「その他の介護職員」と比べ 2 倍以上とすること
- ・「その他の介護職員」については、平均処遇改善額を事業所内の「その他の職種」と比べ 2 倍以上などとすること
- ・「その他の職種」については、改善後の賃金が全産業平均の賃金水準(役職者除く)を上回らないなどとすること

障害福祉人材の処遇改善についても、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)を踏まえ、その特性に応じ、勤続 10 年以上の介護福祉士等(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びサービス提供責任者)を算定基礎とし(国費 90 億円程度)、事業所内の配分に当たっては介護人材の処遇改善を参考に適切な対応を行う(2019 年 10 月実施)。

【平成 31 年度厚生労働省予算案】

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/19syokanyosan/index.html>

↑ URL をクリックすると厚生労働省のホームページへジャンプします。

■ 平成 30 年度第二次補正予算案 閣議決定

来年度予算案とともに、政府は、総額 2 兆 7,097 億円となる平成 30 年度第二次補正予算案を 12 月 21 日に閣議決定しました。

第二次補正予算の編成は、西日本豪雨や北海道の地震を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)に盛り込まれた事項のなかでも、とくに速やかに着手すべきものに要する費用を計上することを中心に安倍首相の指示により行われたものです。

厚生労働省第二次補正予算案(追加額 1,355 億円)では、上記「緊急対策」関連で社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備(172 億円)に加え、待機児童解消に向けた保育園の整備(420 億円)、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進(15 億円)等が計上されています。

【平成 30 年度厚生労働省第二次補正予算案】

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18hosei/O2index.html>

↑ URL をクリックすると厚生労働省のホームページへジャンプします。

■ 平成 31 年度税制改正大綱 閣議決定

平成 31 年度税制改正大綱では、「子ども・子育て」分野において、①ひとり親に対する税制上の支援措置の拡充(住民税非課税措置の創設)、②児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金に係る非課税措置の創設(償還免除額についての非課税措置)、③子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置が講じられることとなりました。

また、「介護・社会福祉」分野では、①サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長、②療育手帳の交付事務に係る地方分権改革提案による権限の移譲に伴う所要の措置に関連する内容が盛り込まれました。

【厚生労働省関係税制改正の概要】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189018_00001.html

↑ URL をクリックすると厚生労働省のホームページへジャンプします。

■ 改正入管法に基づく新たな在留資格（「特定技能」）に関する基本方針等を決定

12月25日の閣議では、改正入管法に基づく新たな外国人人材の受入れに係る「基本方針」および「分野別運用方針」等が決定されました。

「基本方針」では、外国人人材を受け入れる業種の指定とともに、受け入れる外国人人材の日本語能力水準などが定められています。また、「分野別運用方針」は各業種別の受入れ人数の上限、技能試験の内容、外国人人材が従事する業務などを定めています。

「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」では、向こう5年間の受入れ見込み数を最大6万人とし、①「介護技能評価試験(仮称)」もしくは同試験の合格と同等以上の水準と認められる技能水準を有する者、または②介護分野の第2号技能実習を修了した者であって、かつ、日本語能力水準が「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験(仮称)」の合格(と同等以上の水準と認められる)者とされています。また、従事する業務には訪問介護等の訪問系サービスを含まないこととし、雇用形態は直接雇用に限るとされています。

なお、同日開催の関係閣僚会議においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が了承されました。総合対策は、外国人が働く国を選ぶ時代となっていることを踏まえ、外国人が働いてみたい、住んでみたいと思える国をめざして職場、自治体、教育面などにおける総合的な対応策を講じていくとしており、今後、明年4月の新制度の実施に向けて法務省が中心となって関係省庁連携のもとで準備が進められることとなります。

【外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>

↑ URL をクリックすると首相官邸のホームページへジャンプします。